

# 2014年6月号 NEWS

山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

自民党福井2区事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

## 北朝鮮による拉致問題等の解決へ一歩前進

5月26日から28日まで、スウェーデンのストックホルムにて、日本と北朝鮮の政府間協議が行われ、北朝鮮側は、1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束しました。日本側も、北朝鮮側が包括的調査のための特別調査委員会を立ち上げ調査を開始する時点で、人的往来の規制措置、送金報告及び携帯輸出届出の金額に関して北朝鮮に対して講じている特別な措置、人道目的の北朝鮮籍の船舶の日本への入港禁止措置を解除することとしました。

これらの措置は、北朝鮮の調査開始、調査の動向を見定めて実施することになります。この合意のみをもってただちに日本が独自に行っている制裁措置の全てを解除するものではありませんし、国連安保理決議に基づく制裁に影響を与えません。また、北朝鮮の動向を見極めた上での再びの独自制裁措置を否定する内容にもなっていません。

北朝鮮が、全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することについて、文書の形で明確な意志を確認することができたことは、日朝間の諸懸案解決に向けた重要な一歩です。今後、北朝鮮の具体的な行動をどのように確認・担保していくことができるのか等が課題となります。

私が委員長を務めます衆議院北朝鮮拉致問題等特別委員会では、全ての拉致被害者・特定失踪者の本人確認のため、家族の同意を得てDNA資料の整備をするよう、警察庁に要請しているところです。

【合意事項】(抜粋)

○日本側

・北朝鮮側と共に、日朝平壤宣言に則って、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、国交正常化を実現する意思を改めて明らかにし、日朝間の信頼を醸成し関係改善を目指すため、誠実に臨むこととした。

・北朝鮮側が包括的調査のために特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、人的往来の規制措置、送金報告及び携帯輸出届出の金額に関して北朝鮮に対して講じている特別な規制措置、及び人道目的の北朝鮮籍の船舶の日本への入港禁止措置を解除することとした。

○北朝鮮側

・1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することとした。

・全ての対象に対する調査を具体的かつ真摯に進めるために、特別の権限(全ての機関を対象とした調査を行うことのできる権限)が付与された特別調査委員会を立ち上げることとした。

・拉致問題については、拉致被害者及び行方不明者に対する調査の状況を日本側に随時通報し、調査の過程において日本人の生存者が発見される場合には、その状況を日本側に伝え、帰国させる方向で去就の問題に関して協議し、必要な措置を講じることとした。

## 新しい自治体連携の形「連携協約」

■平成の大合併(市町村の合併の特例等に関する法律)も終わり、次に政府が打ち立てたのが、「連携協約」です。

■人口減少社会が到来するに際し、暮らしを支え、経済をけん引していく全国の基礎的自治体における行政サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要になります。その一つが、今国会で成立した改正地方自治法に盛り込まれた新しい自治体間連携の形「連携協約」です。

■連携協約とは、普通地方公共団体が別の普通地方公共団体との間で、事務処理に当たって連携を図るため、協議により、事務処理をするに当たっての基本的な方針及び役割分担を定め、締結する協約のことで、普通地方公共団体同士の契約のようなものです。連携協約を締結した普通地方公共団体は、連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすために必要な措置を執らなければなりません。

■連携協約のメリットは、①今までの首長間での協定等のスキームとは異なり、協約締結の際に議会の議決を経ることが必要になり、自治体が相互に安定的・長期的な連携関係を構築することが可能になることです。自治体間だけではなく、連携協約に関係する事業者や投資者にとっても、計画等の破談のリスクが以前よりも軽減されることにより、より事業や投資をしやすくなることが考えられ、経済の活性化に繋がることも考えられます。②また、議会の議決を経ることにより、情報の透明性が確保されます。③加えて、一部事務組合のように別の法人格を作る必要がないため、より利用しやすくなることが考えられます。

■自治体で処理することが難しい事務や広域にわたる事務等への対応、防災協定等従前の協定の連携強化だけではなく、新産業・雇用創出の可能性を秘めています。是非、活用のアイデアを山本拓事務所までお寄せください。

## 女性が輝く社会の実現に向けて

■厚労省は、職場における男女間格差の実態を把握し、女性の活躍推進や格差解消に向け、労使で取り組む「ポジティブ・アクション」のリーフレットを作成しました。

■ポジティブ・アクションとは？ 男女均等に人材育成・人事考課等を行っていても、固定的な男女の役割分担意識や過去の経験から、例えば営業職に女性が少ない、課長以上の管理職の大半を男性が占めている等、事実上の格差が生じている場合、男女雇用機会均等法上の性差別を禁止した規定を遵守するだけでは、格差は解消できません。ポジティブ・アクションは、単に女性を優遇するためのものではなく、こうした状況を是正する取組全般のことを指します。

■ポジティブ・アクションは、男女雇用機会均等法違反にはなりません。同法第8条が、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている男女労働者間の事実上の格差を解消するための措置は、法に違反しない旨を定めているからです。

■ポジティブ・アクションのイメージ 女性の採用拡大・女性の職域拡大等の取組を進めることで女性管理職の増加を効果的に進められるようになります。また、女性の勤続年数の伸長(仕事と家庭の両立)や職場環境・風土の改善(男女の役割分担意識の解消)が、それらの取組を支えるものとして考えられます。

■ポジティブ・アクションは、例えば商品開発に女性社員が多く参加することで消費ニーズを捉えた商品が生まれることによる業績アップ、女性労働者に積極的に業務に取り組み姿勢が生まれることによる社内全体の活性化、社員の定着率が向上することによる採用・教育コスト減等、企業経営にもプラス効果をもたらし得ます。

## 中小・ベンチャー企業のための知財支援

■特許庁は、中小・ベンチャー企業をサポートするため、知的財産（技術・ノウハウ、ブランド、デザイン等）に関する様々な支援施策を展開していますが、それらをまとめた「中小・ベンチャー企業のための知的財産支援ガイド」を作成し、配布を開始しました。

■知的財産権制度に関する説明会があること、無料で専門家に相談できる窓口が全国にあること、特許権等を取得する料金が安くなる

こと、早期審査・審理制度が利用できること、海外で特許や商標等を取得する費用の補助金があること、海外模倣品対策の補助金があること等、役立つ情報満載です。

■本ガイドブックは、各地域の経済産業局特許室、(独)工業所有権情報・研修館、特許庁 1F ロビーで入手可能です。また、山本拓 HP からダウンロードもできます。



## 農工商等連携事業で新事業！

■中企庁は、「農工商等連携事業事例集」を作成しました。認定事業者が農工商等連携事業に取り組んだきっかけ、取り組みの概要、活用した支援策、得られた効果等について体験談を交えて紹介しています。

■農工商等連携とは？ 中小企業者と農林漁業者が一次・二次・三次の産業の壁を超えて連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用し、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行うことにより、需要の開拓を図るものです。農工商等連携促進法に事業スキームや支援措置が定められています。

■国が定めた基本方針を踏まえ、中小企業者（商工業者）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む農工商等連携事業計画を作成・申請し、認定されることにより、各種支援措置が受けられます。計画認定の主な要件は、①中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用すること、②新商品若しくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うこと、③中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現することです。

## エアコン、冷蔵庫・冷凍庫の省エネ補助

■中企庁（事務局：環境経済株）は、小規模事業者における省エネを推進することを目的に、小規模事業者による省エネ性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助します。

■補助対象者：中小企業基本法 3 条 5 項に基づく小規模事業者（製造業等その他の業種は従業員 20 人以下、商業・サービス業は従業員 5 人以下）です。

■補助対象機器・要件：①トップランナー基準を満たす(1)業務用エアコン、(2)業務用冷蔵庫、(3)業務用冷凍庫（業務用冷凍冷蔵庫を含む）のいずれかの機器の更新であること、②機器更新とともに電力量計測器を設置し、更新後から 2014 年 12 月末までの電力使用量を実績報告時に添付することが必要です。

■補助対象経費は設計費、設備費、工事費、諸経費。補助率は補助対象経費の 1/3。補助上限額は 50 万円。

■申請期限：最終締切は 2014 年 9 月 19 日（金）必着。6 月 27 日（金）、7 月 25 日（金）、8 月 27 日（水）それぞれ必着で、翌月中旬に採択可否の連絡があります。

## 分散型電源導入を補助

■エネ庁（事務局：みずほ情報総研株）は、電気供給力を強化し電力需給状況の安定化に資すること目的に、電力逼迫の可能性のある地域（中部、北陸、関西、中国、四国、九州の各電力管内が対象地域）において、自家発電設備の導入補助や燃料費の補助を行います。

■補助対象事業：①新規設備稼働、②既存設備改修による増出力、③休止・廃止設備の再稼働により、それぞれ電気事業者へ電気を供給する事業及び自家消費の目的でそれらのための設備を設置等する事業（※ともに出力等に関する要件があります）。また、④既存設備の増出力にかかる燃料費も補助の対象です。

■補助対象事業者は上記事業を行う民間団体等。

■補助対象経費は設備工事費（設計費、設備費、工事費）及び燃料費。補助率は中小企業基本法 2 条 1 項に定める中小企業の場合は 1/2 以内、それ以外の場合は 1/4 以内で、上限はともに 5 億円です。

■申請期限：2014 年 7 月 10 日（木）17 時必着。

## 「仕事」と「介護」の両立のために（内閣府）

■2015 年には全国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となり、働き盛りの世代 3 人で 1 人の高齢者を支える社会となると言われる中、家族の介護等を理由に離職する人も年間 10 万人に達しています。

■市町村は、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するための中核的な機関として地域包括支援センターを設置しています。同センターは高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行っています。

■民間企業・法人等に勤めている方が利用できる介護休業制度が、育児・介護休業法によって定められています。対象家族 1 人につき、要介護状態に至るごとに 1 回、通算して 93 日まで取得することができます。

■内閣府は仕事と介護の両立のためのサイトを作成し、情報提供を行っています。URL は山本拓 HP に掲載。

## 厚労省「熱中症予防のために」リーフレット作成

■厚労省は、夏季に向かい気温の高い日が続くこれからの時期に備え、リーフレット「熱中症予防のために」を作成し、熱中症予防を広く呼びかけています。

■熱中症とは、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外・室内問わず、何もしていない時でも発症し、死亡に至るケースもあります。

■熱中症予防には暑さを避けることが重要です。扇風機やエアコンの使用、遮光カーテンや打ち水の利用、日傘や帽子の着用、日陰の利用、こまめな休憩、通気性がよく吸湿・速乾性のある衣服の着用、保冷剤や冷たいタオルで身体を冷やすこと等が有効です。また、いかなる時（のどの渴きを感じていなくても）も、こまめに水分や塩分の補給をすることも必要です。

■暑さや水分不足への感覚機能が低下した高齢者や体温調節機能が十分に発達していない子ども等は特に注意が必要です。また、無理な節電も避けましょう。